平成２７年（フ）第７０７２号
東京都世田谷区北烏山６丁目９－14－205
債務者　細田　幸男
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０７３号
東京都世田谷区北烏山６丁目９－14－205
債務者　細田けい子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０８７号
東京都板橋区幸町48－13　池袋交通株式会社
債務者　黒澤　功泰
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０８９号
東京都板橋区坂下２丁目32－６－702
債務者　赤川　友堂
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１０８号
東京都江東区北砂５丁目20－２－917
債務者　堀口　広行
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１２２号
東京都杉並区下井草４丁目33－９
債務者　鈴木　英二
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１２３号
東京都杉並区下井草４丁目33－９
債務者　鈴木　裕子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１２５号
東京都新宿区北新宿４丁目34－２－201
債務者　豊田　　亮
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１２６号
東京都杉並区荻窪３丁目10－７－103
債務者　浦野　元男
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１２９号
東京都八王子市下柚木３丁目３－３－309
債務者　神藏　　歩
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１３８号
東京都板橋区徳丸１丁目37－21
債務者　齋藤　慶子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１４５号
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目24－９　サニーコートＫ201
債務者　山田明淑こと　南　　明淑
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１４９号
東京都足立区中川２丁目11－７－207
債務者　安田　勝義
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１５０号
東京都板橋区高島平５丁目７－４－506
債務者　小寺　和夫
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部